

商品名等 (電気用品名等)	油水分離装置
<p>1 当該商品等の概要</p> <p>用途、機能、性能 本装置は、本体とポンプユニットで構成される。 グリス阻集器が取り付けられたポンプユニットは、油脂が混ざった排水用の液槽に置かれ、グリス阻集容器内の油脂を水中ポンプによって本体の分離槽に移す。 本体の分離槽内に浮上した油脂は、スクレーパ(掻き出し機)で本体内部に設置されている油回収容器に掻き出され、処理後の排水を排水用液槽に戻す。 こうした工程によって下水道への油脂の流出を防止する。</p> <p>構造、仕様、意匠 本体とポンプユニットは電線で接続され、取り外すことができない一体構造である。 本体は、水中ポンプ・スクレーパ(掻き出し機)・制御回路等で構成されている。 ポンプユニットには、水中ポンプ(<PS>Eマーク品)が内蔵されている。 外観寸法 本体：585(H)×510(L)×219(W)mm ポンプユニット：350(H)×152(L)×152(W)mm</p> <p>定 格：100V、50-60Hz、3.7A</p> <p>主な使用者、販売先 油脂混合排水を排出する事業者、飲食店</p>	
<p>2 対象・非対象の解釈</p> <p>電気用品安全法上は、非対象として取り扱う。</p> <p>(理由) 本装置は、「電気ポンプ」、スクレーパ等を用いた電動応用機械器具であるが、用途が排水から油脂を分離するものであるとともに、本体とポンプユニットが一体不可分の構造であることから、「電気ポンプ」及び「電動かくはん機」に該当せず、非対象として取り扱うことが妥当と判断する。</p>	